

## 中山間地域・離島振興資金（特別資金）（特別融資）

広島市では、市内の振興山村地域、離島振興対策実施地域及び中山間農業地域における中小企業者等の皆様の振興を図り、地域の活性化を推進するため、「中山間地域における中小企業の人材確保支援事業（職場環境改善費補助）」の補助金交付決定を受けた方に対し、事業所整備のために必要となる資金を有利に供給する「中山間地域・離島振興資金（特別資金）」を設けています。

**※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。**

ご 利 用 いただける方	「中山間地域における中小企業の人材確保支援事業（職場環境改善費補助）」の補助金交付決定を受けたものであって、市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づき指定された振興山村地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は農林水産省の農業地域類型において中山間農業地域に設定されている地域のいずれかに事業所を有するもの又は設置しようとするもの
資 金 使 途	設備資金。ただし、上記補助金交付決定対象事業所の整備費用に限る。
融 資 限 度 額	1,000万円。ただし、上記補助金を活用した整備費用から交付決定金額を差し引いた金額と、1,000万円とのいずれか低い金額とする。
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	年0.5%以下
信 用 保 証	原則として保証付きとする
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融 資 手 続 等	市所定の「中山間地域における中小企業の人材確保支援事業（職場環境改善費補助）」の補助金交付決定通知書の写しを添付し、金融機関に申込をしてください。
問 い 合 わ せ 先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 ☎（082）504-2241 （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎（082）278-8032

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。  
 ※振興山村地域、離島振興対策実施地域及び中山間農業地域については裏図参照

